

板橋区学校保健会規程

(設 置)

第1条 学校教育における児童・生徒並びに職員の健康・安全の保持増進に資するため、板橋区学校保健会（以下「保健会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 保健会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議する。

- (1) 学校保健に関する企画並びに実践
- (2) 保健衛生思想の普及啓発
- (3) 学校保健に関する調査・研究及び助言
- (4) 学校保健についての指導と協力
- (5) 学校保健関係機関との連絡・情報交換・協調
- (6) その他目的達成に必要な事項

(組 織)

第3条 保健会の構成員は、別表の職にある者とする。

(会長及び副会長)

第4条 保健会に会長1名及び副会長5名を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は協議会を代表し、会議を主宰する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指定する副会長がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 保健会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

(部 会)

第6条 保健会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長があらかじめ保健会に同意を得て指名した者をもって構成し、特定の事項について協議する。

(その他関係者の出席)

第7条 会長が必要と認めるときは、保健会の承諾を得て委員以外の者を会議に出席させ意見を聞くことができる。

(庶 務)

第8条 保健会の庶務は、教育委員会学務課で処理する。

(雑 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この規程は、昭和49年3月23日から施行する。

この規程は、昭和55年12月1日から施行する。

(第3条一部改正)

この規程は、昭和59年5月10日から施行する。

(第2条、第3条、第4条一部改正)

この規程は、昭和62年6月2日から施行する。

(第3条、第7条一部改正)

この規程は、平成4年5月26日から施行する。

(第3条一部改正)

この規程は、平成10年5月1日から施行する。

(第3条一部改正)

この規程は、平成12年12月1日から施行する。

(第2条、第3条、第6条、第7条、第8条、第9条一部改正)

この規程は、平成14年10月1日から施行する。

(第2条、第3条、別表一部改正)

この規程は、平成15年5月1日から施行する。

(別表一部改正)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、別表一部改正)

別 表

板橋区学校保健会の構成員

板橋区教育委員会教育長	1	名
板橋区医師会学校医会会長	1	名
板橋区医師会学校医会副会長	3	名
板橋区学校歯科医会会長	1	名
板橋区学校薬剤師会会長	1	名
板橋区保健所長	1	名
小学校校長会会長	1	名
中学校校長会会長	1	名
小学校保健研究部長	1	名
中学校保健研究部長	1	名
小学校体育研究部長	1	名
中学校体育研究部長	1	名
小学校養護教諭代表	2	名
中学校養護教諭代表	2	名

計 18 名